	改正法	読替え後の改正法
第二項	又は	又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第四条第四項の規定により読み替えられた

附則第六条の次に次の一条を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条の二　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

附則第七条の次に次の二条を加える。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第七条の二　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「、同法」を「同法」に、「又は」とあるのは「」を「（」と」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第七条の三　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第五十七条の二の七第一項及び」を「第五十七条の二の八第一項及び」に改め、同項の表第三十五条の四の七第一項の項及び第五十七条の二の七第一項の項中「第五十七条の二の七第一項」を「第五十七条の二の八第一項」に改め、同表第五十七条の二の七第一項の表八月の項の項及び第五十七条の二の七第一項の表十二月の項及び三月の項並びに同条第二項の項中「第五十七条の二の七第一項の表」を「第五十七条の二の八第一項の表」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十七条の二の七第一項」を「第五十七条の二の八第一項」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十七条の二の見出しを「（指定納付受託者等の要件）」に改め、同条第一項中「第二百三十一条の二第六項に」を「第二百三十一条の二の三第一項及び第二百三十一条の二の四に」に改め、同項第一号中「第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代わつて歳入を納付する事務」を「第二百三十一条の二の三第一項に規定する納付事務」に改め、同条第二項を削る。

第百七十一条の二中「歳入」を「分担金等」に、「以下」を「第百七十一条の五及び第百七十一条の六第一項において」に、「、地方自治法」を「、同法」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第五条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一号中「財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律」を「一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律」に、「財団法人日本遺族会に無償」を「一般財団法人日本遺族会に無償」に改め、同条を第一条の五とし、第一条の三を第一条の四とする。

第一条の二に次の二項を加える。

3　法第二条第一項第五号に規定する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

4　法第二条第一項第五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項第四号の洪水吐ゲート及び放流のための管等）

第一条の二　法第二条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、ダムに係る河川の河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条に規定する河川管理者をいう。次条第三項において同じ。）との協議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）であつて、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの（次項において「洪水吐ゲート等」という。）とする。

2　法第二条第一項第四号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係る水利使用者（河川法第五十三条第一項に規定する水利使用者をいう。次条第四項において同じ。）の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

附則第九項中「第一条の四第八号」を「第一条の五第八号」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項、第五条第二項及び第十四条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第七条第一項及び第三項の規定　公布の日

二　第一条中地方税法施行令の目次の改正規定（「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十」に改める部分を除く。）、同令第五十九条を同令第六十二条とする改正規定、同令第五十八条を同令第六十一条とする改正規定及び同令第六章を同令第七章とし、同令第五章の次に一章を加える改正規定　令和四年一月一日

三　第四条並びに附則第九条及び第十条の規定　令和四年一月四日

四　第一条中地方税法施行令第二十二条第八号の改正規定（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める部分に限る。）並びに同令附則第六条の二第九項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第二条の規定　令和四年四月一日

五　第一条中地方税法施行令第五十一条の十四第一号の改正規定　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第十七号）の施行の日